

総務文教常任委員会

(条例・所管事務調査)

1. 開催日	平成30年12月7日(金)
2. 場所	議員協議会室
3. 出席議員	隅田雅春委員長、栗山泰三副委員長、安井博幸委員、恒田正美委員、河南克典委員、森本富夫議長
4. 会議に付した事件	<p>議案第75号 篠山市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第77号 篠山市公契約条例</p> <p>議案第78号 篠山市税条例等の一部を改正する条例</p> <p>議案第84号 篠山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>所管事務調査 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書について</p>
5. 議事の経過	<p>11:00 開会</p> <p>隅田委員長 開議宣告</p> <p>■所管事務調査</p> <p>日程第5 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書について</p> <p>【主な説明】</p> <p>議会事務局</p> <p>【委員協議】</p> <p>隅田委員長 執行部において、具体的な箇所の整備に関する要望等はあるのか。</p> <p>議会事務局 具体的な箇所までは聞いていないが、社会基盤施設の老朽化対策については、市の事業として、橋梁の長寿命化や補償修繕等が該当するとのことである。</p> <p>隅田委員長 兵庫県議会においては、南海トラフ地震や日本海側の津波に備えた「事前防災」の観点から、対策に必要となる予算措置を求めているが、</p>

	<p>篠山市においても南海トラフ地震や日本海側の津波の影響はあるのか。</p>
議会事務局	<p>日本海側の津波については直接的に影響を受けるものではないと考える。しかしながら南海トラフ地震については、篠山市において最大震度5強の揺れにより、数十人程度の負傷者が発生するほか、揺れや液状化による建物被害が見込まれるとともに、水道管の被害が多く見込まれ、断水など、ライフライン被害が生じると想定されている。また、阪神間に通勤・通学している篠山市民にとっても人的被害や、交通施設に被害が出ることで帰宅困難などに陥る可能性が大きいと考える。</p>
隅田委員長	<p>兵庫県議会において、10月に「防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書」を可決されているが、これは他府県とも連携した取り組みなのか。</p>
議会事務局	<p>兵庫県議会においては10月に意見書可決、さらには全国市議会議長会において11月に同趣旨の決議がされたことから、今後、全国の市区町村議会において、そうした意見書について議論されるのではないかと考える。</p>
恒田委員	<p>国難に準ずるような自然災害に対する対策を求めようとするものである。一方、篠山市においては、原子力災害に対して、安定ヨウ素剤の事前配布を行っているが、そうしたことを要望事項として挙げてもよいのではないかと。</p>
隅田委員長	<p>篠山市の状況に応じた要望事項を加えるべきではないかという意見についてはどうか。</p> <p>兵庫県議会は、インフラ整備という観点から意見書を出されている。原子力発電所が存在する市町村ではインフラ整備も必要と考えるが、安定ヨウ素剤事前配布に対する財源措置を求めようとするのは趣旨が異なるのではないかと。</p>
恒田委員	<p>原子力災害時、篠山市は福井県からの県外避難先となっている。避難経路としての道路整備は必要であるという趣旨である。</p>
河南委員	<p>兵庫県が要望している高潮対策については、篠山市に直接影響するものではないが、治水対策や土砂災害対策、道路防災対策等については市民からも要望を聞いており、全国的に豪雨や地震などの大規模災害が発生している状況から、全国的な取り組みが必要であると考え。そうしたことから、国に対して篠山市としても要望すべきと考える。</p>
安井委員	<p>災害が起きてから復旧するよりも、事前に整備することが本来であ</p>

森本議長	<p>ると考えることから、篠山市としても意見書を提出すべきと考える。</p> <p>全国市議会議長会においても統一して国に対して要望していこうと決議を行った。現在、国が進めている国土強靱化の一環であると考えことから、それを後押しするという意味合いも含めて、意見書の提出について検討願いたい。</p>
栗山副委員長	<p>国において、災害に対する予算が減額されている状況にあるとの新聞報道もあった。災害を防ぐためにも投資をしっかりとやっていく必要がある。要望事項として、原子力災害に対する防災についても含めるべきではないか。</p>
恒田委員	<p>自然災害に対する防災・減災が主な趣旨であるため、人的災害についても要望事項として含めてもよいのではないか。</p>
河南委員	<p>自然災害に対応する要望を検討していることから、敢えて「原発」を入れる必要はないと考える。</p>
隅田委員長	<p>兵庫県議会としては、全県的な対策として、高潮対策についても要望されているが、篠山市においては特段影響がないと考えるが、そうしたことも要望事項に含めるのかどうか、意見を伺いたい。</p>
安井委員	<p>国に対しての要望であって、国としては国土全体を考えなくてはならない。篠山市としても、兵庫県全体、国全体のことを考え、要望してもよいのではないか。</p>
隅田委員長	<p>趣旨に全会一致で賛同が得られるのであれば、委員会として意見書を提出したいと考えるがどうか。</p> <p>総務文教常任委員会として、意見書を提出することに賛成の方は挙手願う。</p> <p style="text-align: center;">— 挙手全員 —</p>
隅田委員長	<p>委員会として、別紙意見書を提出することでよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 異議なし —</p>
隅田委員長	<p>意見書の内容及び意見書の提案説明について、委員長に一任願いたい。</p> <p style="text-align: center;">— 異議なし —</p>
<p>■選挙管理委員会事務局</p> <p>日程第4 議案第84号 篠山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負</p>	

担に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

安井委員 市議選のビラ頒布の上限が4,000枚、種類制限は2種類とのことであるが、2種類で上限が4,000枚という認識でよいか。

選挙管理委員会 あわせて4,000枚ということである。

隅田委員長 選挙管理委員会では、ビラの文言等のチェックは行うのか。

選挙管理委員会 選挙運動用ビラについては、選挙管理委員会にあらかじめ見本を届け出いただくことになるが、文言等についてチェックする規定はない。

■政策部

日程第1 議案第75号 篠山市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

安井委員 今回の条例改正により、支援対象事業が拡大するのか。

政策部 条例改正により、これまでの製造業を中心とした支援対象に加え、地域未来投資促進法に基づく支援対象業種にも拡大することとなる。同法では、篠山の観光資源を活用した観光まちづくり分野と、これまでから支援を行ってきた製造業などの成長ものづくり分野が支援対象となる。篠山の観光客が伸びているので、観光産業にも支援対象を広げるものである。

安井委員 観光入り込み客数も大切だが、それによる経済波及効果が大切ではないか。条例改正によりどのような効果が期待できるのか。

政策部 地域未来投資促進法は、これまで地域経済を支えてきた製造業だけではなく、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、成長性の高い新たな分野へもその支援の対象を広げている。篠山市の基本計画では、製造業の他、観光分野を篠山市の地域特性に定

	<p>め、宿泊施設、小売業、飲食店等にも活用できることとなり、支援対象の拡大による経済波及効果を期待している。</p>
森本委員	<p>観光分野への拡大となると、篠山観光の大きな魅力である「食」を創り出す農業などの分野にも支援の対象が広がるのか。</p>
政策部	<p>丹波篠山黒大豆など、篠山の観光資源を生かして、地域経済を牽引していくという、地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けたものが対象となる。計画が承認されれば、食と農を生かした産業も支援の対象となる。</p> <p>トラクターなどへの購入補助ではなく、農場と農産物販売の併設などといったものが対象となる。</p>
栗山副委員長	<p>現在、誘致に向けた協議が進められていると聞いている J R 本篠山跡地のホテルは対象となるのか。</p>
政策部	<p>投資額を考えると対象となると考えているが、ホテルが地域経済にどういう影響を及ぼすかを地域経済牽引事業計画として策定いただく予定である。当課においても法制度の趣旨に合致した計画を策定いただけるよう、農都創造部も交えて協議を進めているところである。</p>
恒田委員	<p>王地山公園ささやま荘の改装も対象となるのか。</p>
政策部	<p>事業主体が市行政ということになるが、研究した上で今後の事業展開につなげていきたい。</p>
隅田委員長	<p>徳島県などで古民家を改修し、IT事業者などを誘致した事例があるが、そういった事業は対象となるのか。また、この制度は事業規模が大きいものが対象となるが、小規模の事業者を対象にした支援策についてはどのように考えているか。</p>
政策部	<p>支援対象は今回審議いただいている本条例で、「物品の製造及び加工・修理の事業の用に供する施設、若しくは物品の輸送に供する施設」または「承認地域経済牽引企業計画に従って行われる事業の用に供する施設」としており、地域経済牽引事業計画を策定し、県で承認されることが条件となる。地域経済牽引事業計画の承認要件は、①地域の特性を活用、②5, 380万円以上の高い付加価値を生み出す、③売上増加や雇用者数の増加、の3点である。</p> <p>今回審議いただいている条例や、地域未来投資促進法では、雇用や経済効果があるものを誘致するという目的がある。規模の小さい事業に関しては、商工観光課の起業支援補助金などが対象となる。</p>

■総務部

日程第2 議案第77号 篠山市公契約条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

安井委員

公契約条例については、議論開始後、提案までにかかなりの時間を要したが、事業者、労働者、市民の3者にとって満足できるような内容の条例になったと考えてよいか。

総務部

賃金条項を設けるかどうかで事業者側と労働者側、双方いろいろな意見があり、折り合いがつかなかったと聞いている。その後、審議会において、先進地である尼崎市、加西市の取り組みについて研修を深められ、事業者側と労働者側の双方が納得できる案がまとまったことから、今回、この条例を提案させていただいた。審議会委員長からは、「この条例は、理念型に近いが、事業者には、最低賃金単価等を記載する報告書の提出を義務付けており、単に理念だけで適正な労働環境の確保に向けて取り組むのではなく、現状の労働状況を把握できるものとしている。また、審議会を設置して、条例内容の改善や運用等の見直しが必要となれば審議検討することとし、現時点で、実際に篠山市で運用できる条例としては、最適なものと考えている。」といったコメントをいただいた。

栗山副委員長

条例提案まで時間が長引いた要因に賃金条項を設けるかどうかの議論があったが、どのような結論に至ったのか。

総務部

賃金条項については条例で直接謳っていない。労働関係法令の遵守状況報告書をこの条例で義務付けており、その内容については、規則に定めるとしている。その中で、労働基準法第24条及び最低賃金法第4条第1項の規定による賃金の支払い、労働基準法89条の規定による就業規則の作成及び届出、労働基準法第108条の規定による賃金台帳の調整及び記入など、労働者の賃金について、労働関係法令で規定されている賃金が、きちんと支払われているかどうかを報告するように報告書に盛り込んでいる。

隅田委員長

工事であれば5千万円以上、委託業務であれば1千万円以上となっているが、例えばここ3年間くらいで、該当するような事業がどのくらいあったのか。

総務部 労働関係法令遵守状況報告書を求める公契約条例の適用範囲については、規則で定めているが、予定価格5千万円以上の工事請負契約は、29年度5件、30年度6件、また予定価格1千万円以上の業務委託契約では、施設等の管理業務は、29年度4件、30年度5件。施設等の清掃業務、施設等の警備業務、料金等徴収業務委託は、29年度、30年度の実績はない。また、施設管理にかかる指定管理協定で、実際に下請負者等に報告書を求める予算額1千万円以上の利用料金制の指定管理業務となると、29年度4件、30年度4件である。

日程第3 議案第78号 篠山市税条例等の一部を改正する条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

恒田委員 環境性能割が導入されると税収は増えるのか。
 総務部 環境性能割の導入により自動車取得税交付金が減額となるため、市の収入としては差し引きほぼ同額を見込んでいる。

安井委員 環境性能割の軽自動車の税率を当分の間上限2%とするとのことであるが、当分の間とはどのくらいの期間なのか。
 総務部 これまでの規定から、当分の間とは、地方税法が改正されるまでの期間であると推察でき、明確な期間は決まっていない。

隅田委員長 税源移譲する意図は何か。
 総務部 平成31年10月の消費税2%増税に伴い自動車取得税の廃止が決まっていたが、税源の確保は必要であり、新たな税制として自治体に移譲するものと思われる。

河南委員 環境性能に優れた電気自動車が普及すれば、税収は減るのか。
 総務部 環境性能割では電気自動車は非課税なので、ご指摘のとおりである。

■表決

議案第75号 篠山市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例
 議案第77号 篠山市公契約条例
 議案第78号 篠山市税条例等の一部を改正する条例

議案第84号 篠山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

隅田委員長 この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告
を行いたい。報告については、委員長に一任いただきたい。

また、本日の会議の記録については、事務局に調製させ、正副委員
長において内容確認を行いたい。

— 異議なし —

■その他

隅田委員長 所管事務調査について、協議願いたい。

— 意見なし —

隅田委員長 年間計画に基づき所管事務調査を行いたい。なお所管事務調査の閉
会中調査事件申し出については、「行財政運営に関すること」、「総務管
理に関すること」、「教育行政に関すること」を報告し、その調査内容
については、正副委員長に一任いただきたい。

— 異議なし —

栗山副委員長 挨拶

16:15 閉会